

# 再発防止策進捗状況概要

資料1

## 実施済みの適正化策(主な項目)

私物の管制運用室内持ち込み等禁止

撮影機器、携帯電話を含む私物の運用室持ち込みや管制運用室内の資料等の持ち出しについて禁止

ルールの明確化・趣旨の浸透

見学受入れに係るルールについて明確化

管制官のブログ等禁止

管制官の業務に関連したブログ記事の書き込み、ホームページ開設について禁止

飛行計画の機密性の引き上げ

公用機・軍用機等の飛行計画について機密性3に引き上げ

ダイレクトトークの実施

東京空港事務所、東京管制部、福岡管制部、那覇空港事務所等 合計18官署において実施  
(他の官署についても順次実施予定)

緊急監査の実施

再発防止策の実施状況を確認するため、主要官署に対し監査を実施

基礎的職務規範の徹底

管制官の組織理念について制定

服装に係るガイドラインの提示

服装に関するガイドラインについて提示

# 再発防止策進捗状況概要

資料1

## 実施に向けた検討を行っている適正化策（主な項目）

情報伝達経路の二重化

通達や事務連絡の発出の際に補完経路を設定

長期離脱者への職場復帰支援

育児休業等からの復帰者への説明を制度化

過去の通達のマニュアル化

通達をまとめたファイルを作成

保安大等における研修実施

航空保安大学校及び現地官署において、コンプライアンス・情報伝達・テロ対策の研修を実施

人事管理の抜本的見直し

同一官署の長期間在籍の禁止・必要な有資格者の精査・事務職への配置について検討

## 実施に向けた検討を行っていない適正化策

なし

# 管制官署の視察・見学受入れについて

資料2

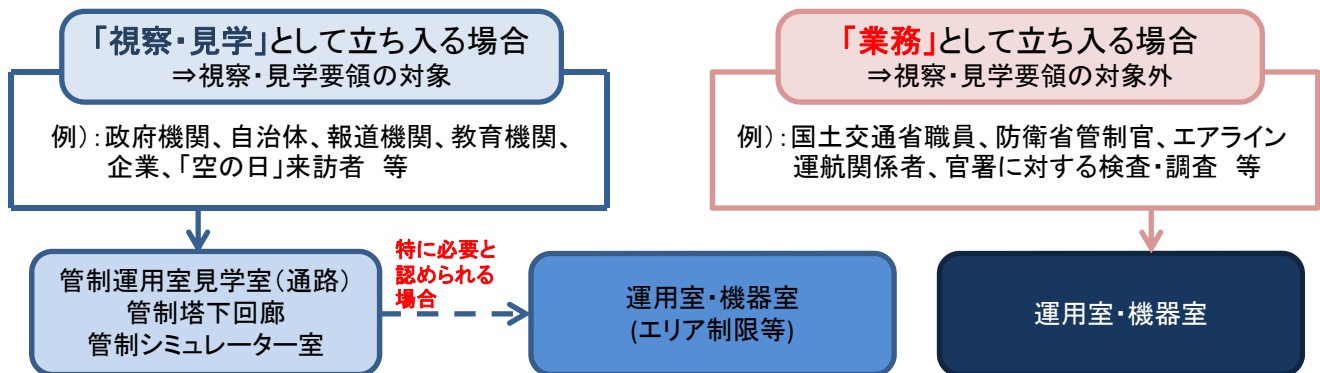
一連の事案発生により明らかとなった問題点等を踏まえ、**視察・見学に係る受入対応のあり方について見直し**を行い、**各官署において視察・見学受入要領の改正**を行った。

## 見直しのポイント

受入対応の見直しを行う対象施設：運用室・機器室、管制運用室見学室(通路)、管制塔下回廊、管制シミュレーター室、その他官署において必要と認める施設

### 1. 視察・見学に係る範囲について

- 施設への立ち入りについて、「**視察・見学**」として立ち入る場合と「**業務**」として立ち入る場合に**再整理**。
- **個人(職員の親族等を含む)**については、空の日等の特別の日を限って行う受入を除き、**認めない**。
- 「**視察・見学**」に**該当**する者については、**受入要領の対象**として位置付け、**受入れに係る手続きや当日の対応等が適切に行われるよう措置**するとともに、**立入範囲について制限**。



### 2. 申請時の対応について

#### (1) 申請書類の提出

- 申請は必ず**文書**で受け付けること(口頭によるものは認めない)
- **職員による「代筆」**が必要となるケースが想定される場合は、当該手続きを**予め受入要領上に位置付ける**こと

#### (2) 申請内容の確認(厳格な身元確認①)

- **要望元団体の組織概要**等を確認(組織概要等の資料の提出を求める)
- 見学者**全員**の**身元確認**(見学者**全員分**の氏名・所属等が記載された**名簿**と、これらを**証明する資料**(身分証明書の写し等)の提出を求める)

### 3. 視察・見学当日の対応について

#### (1) 入館時の確認(厳格な身元確認②)

- 見学者**全員**に対し、各自が**持参した身分証明書**と、**事前提出された名簿・証明書類**のとの**照合**を行う。

#### (2) 持込みの禁止

- 以下に掲げるものについて、見学者に対し**持ち込みを禁止**するとともに、必要に応じ**見学者の鞆等も検査**し、所持している場合は**一時預かり**等の対応をする。

- ・ 携帯電話、カメラ、パソコン等の私物機材
- ・ 危険物



#### (3) 注意事項の周知徹底

- **注意事項を記載した紙**を、見学者**全員**に必ず**手交**すること。



#### (4) 運用室・機器室内のエリア制限等

- ロープ等によるエリア制限等、**運用中の管制卓への接近防止措置**を講ずること。



#### (5) 交信モニターに係るルールの特化

- 視察・見学者に対する、**ヘッドセット又はハンドセット**を使用した交信の**モニターは禁止**。
- **先任管制官の許可**を得ることを条件に、**スピーカー**を使用した**モニターに限り認める**。



(平成23年12月28日より実施予定)

現 行

全ての飛行計画

機密性2情報



不開示情報

○国土交通省セキュリティポリシー(平成18年国土交通省情報化政策委員会決定)  
機密性2情報: 行政事務で取り扱う情報のうち、秘密文書に相当する機密性は要しないが、その漏えいにより、国民の権利が侵害され又は行政事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

機密性を引上げ後

一部の飛行計画

機密性3情報



秘密文書に相当

不開示情報、かつ、秘密保全の必要性のある情報

○国土交通省セキュリティポリシー  
機密性3情報: 行政事務で取り扱う情報のうち、秘密文書に相当する機密性を要する情報

○国土交通省行政文書取扱規則(平成23年国土交通省訓令第26号)  
秘密文書: 秘密の保全を要すると認められ、かつ、不開示情報に該当可能性のあるもの

※機密性3情報の飛行計画については、複製や外部提供に官署の長の許可等が必要となる

## 機密性3情報の対象となる飛行計画

○秘密文書等の取扱いについて(昭和47年内閣官房内閣参事官室首席内閣参事官)※

※昭和40年4月15日事務次官会議申合せ「秘密文書等の取扱いについて」に基づくもの

秘密: ①秘密が保たれなければ外交交渉にあたって自らの交渉上の立場を不利にするおそれがあるもの  
②防衛上秘匿する必要があるもの  
③もし漏れれば捜査活動の妨げとなるもの 等

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律

不開示情報: ①公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある情報  
②公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

- ・外務省その他国の行政機関からの便宜供与依頼のあった航空機
- ・軍用機
- ・交通管制部長が必要と認める航空機(例: 警察又は海上保安庁が捜査のために運航する航空機)の飛行計画

管制官についての基礎的職務規範の徹底を図るため、管制官が遵守すべき規律や心得等の具体的内容について、現場管制官から募集した素案も踏まえ検討を進めてきたところ、今般、「航空管制官組織理念」及び「航空管制官行動規範」としてとりまとめた。

なお、これらは、カード大のサイズの紙に印字し、各管制官が常時携帯するものとする予定である。

## 航空管制官組織理念

### 「安全の追求」

私たち航空管制官は、国民から託された職責の重さを自覚し、常に高い安全意識を持って業務を遂行することにより、空の安全を確保することがもっとも重要な使命と心得ています。

### 「誇り」

私たち航空管制官は、常にプロフェッショナルであり続けるとともに、航空機の安全運航の重要な役割を果たしていることに高い誇りを持ち、慢心することなく質の高い管制業務を提供します。

### 「信頼される公務員として」

私たち航空管制官は、国家公務員として法令を遵守し、高い倫理観をもって、公正かつ誠実に社会的責任を果たすとともに、真摯な取り組みを日々実践し、国民から信頼される組織を目指します。

## 航空管制官行動規範

1. 私は、国家公務員であることを自覚し、法令に従い、公正に職務の遂行に当たります。
2. 私は、初心を忘れず、常に自分の行動を振り返り、改善のための努力を惜しみません。
3. 私は、言動、身だしなみに気をつけ、周りとの調和を考えながら行動します。
4. 私は、航空機の安全運航を支えるスタッフの一員であることを自覚し、常にサービスを受ける側の視点に立つことを心がけます。
5. 私は、安全かつ効率的な管制業務が国民の利益につながることを忘れず、日々の自己研鑽に励みます。
6. 私は、航空管制官としての誇りと責任を持ち、航空機の安全確保を最優先に業務を実施します。
7. 私は、安全文化の構築のため、広い視野を培うとともに、常に謙虚かつ柔軟であり続けます。